

令和5年1月17日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和4年3月24日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品	名	規	格	単	位	数	量
ピンポンチ	径10mm	ほか13件	別紙第1内訳書のとおり				

(2) 納期 別紙第1内訳書のとおり

(3) 納地 陸上自衛隊苗穂分屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年2月6日（月）10時30分

(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 総品目総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成する。

9 その他

(1) 入札参加者は、契約課担当者に連絡し確認するものとする。

(2) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(3) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和5年2月3日（金）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「ピンポンチ 径10mm ほかに3件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて配達証明が可能な郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認
郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (4) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
令和5年2月9日(木) 13時30分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
令和5年2月8日(水) 17時00分(必着)
 - b その他の要領
初度の入札と同様
- (5) 資格審査結果通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。(FAX可)
- (6) 同等品をもって入札をする場合は、令和5年1月30日(月)17時までに「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。なお、その可否については入札日前日までに連絡をすると共にインターネットで公表する。
- (7) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (8) 入札に関する問い合わせ先
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課 担当:秋山(あきやま)
電話 0123-36-8611(内線5343)
- (9) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (10) 公告掲示期間
令和5年1月17日~令和5年2月6日

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単位	数量	納期
1	ピンポンチ 径10mm	仕様書、調達要領指定書のとおり。	EA	1	5.3.24
2	デジタル絶縁抵抗計	仕様書、調達要領指定書のとおり。	EA	1	5.3.28
3	クランプ式接地抵抗計	仕様書、調達要領指定書のとおり。	EA	1	5.3.28
4	デジタル高圧絶縁抵抗計	仕様書、調達要領指定書のとおり。	UN	1	5.3.28
5	デジタル絶縁抵抗計	仕様書、調達要領指定書のとおり。	UN	1	5.3.28
6	ダイヤコア振動ドリル	仕様書、調達要領指定書のとおり。	UN	1	5.3.28
7	充電チップソーカッター (36V、のこ刃150mm)	仕様書、調達要領指定書のとおり。	UN	1	5.3.28
8	充電式ロータリーハンマドリル (36V)	仕様書、調達要領指定書のとおり。	UN	1	5.3.28
9	変圧器負荷測定器	仕様書、調達要領指定書のとおり。	EA	1	5.3.28
10	ラチェットねじ切り器	仕様書、調達要領指定書のとおり。	UN	1	5.3.28
11	照度計	仕様書、調達要領指定書のとおり。	EA	2	5.3.28
12	電気グラインダ (卓上両頭)	仕様書、調達要領指定書のとおり。	EA	1	5.3.28
13	絶縁抵抗計	仕様書、調達要領指定書のとおり。	EA	1	5.3.28
14	電子振動ドリル	仕様書、調達要領指定書のとおり。	UN	1	5.3.28

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が社会更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号: 2MCCIAS0009

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
施設部品等		NEE-Z100031B
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成31年 2月28日
	変 更	令和 2年 4月 1日
	作成部隊等名	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において調達する施設器材の部品、工具及び附属品（以下、“施設部品等”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

補給カタログ等

補給カタログ、整備諸基準及び型式管理文書をいう。

1.2.2

物品番号

物品番号とは、“装備品等の類別に関する訓令”でいう物品番号をいう。

1.2.3

参照番号

参照番号とは、補給カタログ等で使用している番号であり、通常、製造者等の部品番号をいう。

1.2.4

規格

規格とは、国際規格、国定規格、官庁規格（防衛省仕様書を含む。）及び団体規格〔補給業務資料（工具規格、優良部品規格等を含む。）〕をいう。

1.2.5

図面

図面とは、確定図面をいう。

1.2.6

確定図面

確定図面とは、形状、寸法、仕上げ、表面処理のほか、材料、寸法公差、許容値などが明確に表現されている図面をいう。

1.2.7

市販品

市販品とは、一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.8

カタログ等

この仕様書においては、製造者等の使用している既に取得したカタログ、部品表などをいう。

1.2.9

見本

見本とは、標準見本及び現用見本をいう。

1.2.10

現用見本

現用見本とは、使用中の装備品などから取り出した部品をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

施設部品等は、補給カタログ等、物品番号、参照番号、図面、カタログ等及び見本によって示されたものと同一又は同等以上のものであり、GLT-CG-Z000001によるほか、次の事項について、製造者が規定する仕様及び社内規格を合格したものとす。

a) 材料及び加工方法

b) 構造、形状、寸法、性能等

c) 外観、塗装

d) 製品の表示

2.2 品名・規格・数量

品名、規格及び数量は、調達要求書に示すとおりとする。また、特に示す必要があるものについては、調達要領指定書によって指定する。

2.3 構造・形状・寸法

構造、形状及び寸法は、製造者が規定する社内規格、図面、カタログ等、見本による。

2.4 塗装・防せい処置など

2.4.1 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者が規定する社内規格による。

2.4.2 防せい処置など

防せい処置などは、市販品に準ずるものとし、特に非塗装部位、気密を要する部位などに適切な防せい防湿処置を必要とする場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.5 外観・性能

2.5.1 外観

外観は、仕上げ良好で、きず、割れ、まくれ、さびその他の欠陥があってはならない。

2.5.2 性能

性能は、精度良好、耐久性及び耐摩耗性に優れ、その機能を高度に発揮し、信頼性のあるものでなければならない。

2.6 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の2.3による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

5 その他の指示

5.1 承認用図面等

契約の相手方は、承認を受ける必要が生じた場合、GLT-CG-Z000001の簡条6に基づき承認用図面等を提出し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、承認用見本は、契約の相手方に返納するものとし、輸送費は、契約の相手方が負担する。

5.2 提出書類

提出書類を必要とする場合は、調達要領指定書によって指定する。

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 1 2 5
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A S 0 0 0 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 6 日
品 名	ピンポンチ 径10mm	
仕 様 書 番 号	NEE-Z100031B	

指定事項：次の事項について仕様書を補足する。

2 製品に関する要求

2.2 品名・規格・数量

品名、規格及び数量は、表1のとおりとする。

表1-調達品目

項目番号	品名	規格等	数量
0001	ピンポンチ 径10mm	a) 平行ピンポンチとする。 b) 先端径10 mmとする。 c) 全長150 mm標準とする。 d) 質量150 g以下とする。	1

2.6 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

調達要求番号：2MCCIA×0002

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
施設器材等市販品調達	NE-Z100002	
	作 成	平成24年 5月30日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において施設器材等の市販品調達を行う場合、必要な共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者などの使用している商品目録、パンフレットなどをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S 日本工業規格

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達要領指定書によって指定する。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

構造・形状・寸法・性能・質量などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者の定める仕様及びJ I S又はJ I Sに準ずる規格などによる。

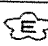
3.3 外観

外観は、仕上げ良好で、きず、割れ、まくれ、さびその他の有害な欠陥があつてはならない。

3.4 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、図1に示す様式の銘板を製品本体の適宜の位置に堅固に接着するものとする。

単位 mm

陸 上 自 衛 隊 		25
物品番号	(該当事項を記入)	
品 名	(製品の呼び方を記入)	
納入年月	(西暦年月を記入)	
納 入 者	(契約の相手方の名称又は略号を記入)	
50		

注記1 銘板の材料は、NDS Z 8011で指定するアルミニウムはくとする。

注記2 用字及び書体は、NDS Z 8011による。

注記3 寸法は、標準を示す。

図1—様式及び記入要領

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習とする。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

6 その他の指示

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 7 2
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日

品 名	デジタル絶縁抵抗計
仕 様 書 番 号	NE-Z100002

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0001	デジタル絶縁抵抗計	共立電気計器(株) KEW3552BT 日置電機(株) FT6031-50 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 単三形乾電池
- b) 機能 絶縁診断機能
- c) 表示形式 デジタル表示
- d) 定格測定電圧 / 有効最大表示抵抗は、次による。
 - 1) 50 V / 100 MΩ
 - 2) 100 V / 200 MΩ
 - 3) 125 V / 250 MΩ
 - 4) 250 V / 500 MΩ
 - 5) 500 V / 20 GΩ
 - 6) 1000 V / 40 GΩ
- e) 定格電流 1.0 mA ~ 1.1 mA
- f) 質量 500 g 以下

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 7 3
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日

品 名	クランプ式接地抵抗計
仕 様 書 番 号	NE-Z100002

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0002	クランプ式接地抵抗計	マルチ計測器(株) MET-10X エスコ EA710DB-1 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 単三形乾電池
- b) 機能 接地抵抗, 交流電流 (負荷電流・漏れ電流)
- c) 測定方式 CTクランプ方式
- d) 接地抵抗レンジ (表示範囲 / 分解能) は、次による。
 - 1) 50 V / 100 MΩ
 - 2) 100 V / 200 MΩ
 - 3) 125 V / 250 MΩ
 - 4) 250 V / 500 MΩ
 - 5) 500 V / 20 GΩ
 - 6) 1000 V / 40 GΩ
- e) 定格電流 1.0 mA ~ 1.1 mA
- f) CT内径 34 mm

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とするほか、表2による。

表2-附属品

番号	品名	数量	規格等
1	φ80mm検出用CT	1	—
2	φ80mm注入用CT	1	—
3	ACアダプタ	1	UNI315-0916

6.2 添付書類

契約の相手方は、表3の書類を製品ごとに添付するものとする。

表3-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 7 4
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	デジタル高圧絶縁抵抗計	
仕 様 書 番 号	NE-Z10002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0003	デジタル高圧絶縁抵抗計	日置電機(株) IR3455 共立電気計器(株) KEW3125A 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 単三形乾電池
- b) 機能 絶縁診断機能
- c) 表示形式 デジタル表示
- d) 定格測定電圧 / 定格測定抵抗は、次による。
 - 1) 250 V / 10 MΩ
 - 2) 500 V / 100 MΩ
 - 3) 1000 V / 1000 MΩ
 - 4) 2500 V / 10 GΩ
 - 5) 5000 V / 100 GΩ
- e) 漏れ電流 1.00 nA ~ 1.20 mA
- f) 質量 3 Kg以下

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 7 5
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	デジタル絶縁抵抗計	
仕 様 書 番 号	NE-Z10002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0004	デジタル絶縁抵抗計	日置電機(株) IR4051-11 共立電気計器(株) KEW3551 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 単三形乾電池
- b) 適合規格 JIS C 1302:2018
- c) 表示形式 デジタル表示
- d) 定格測定電圧 / 有効最大表示値は、次による。
 - 1) 50 V / 100 MΩ
 - 2) 125 V / 250 MΩ
 - 3) 250 V / 500 MΩ
 - 4) 500 V / 2000 MΩ
 - 5) 1000 V / 4000 MΩ
- e) 質量 600 g以下

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 8 0
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日

品 名	ダイヤコア振動ドリル
仕 様 書 番 号	NE-Z100002

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0005	ダイヤコア振動ドリル	マキタ(株) DM122 (株)シブヤ TS-135 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 単相100 V
- b) 穴あけ能力 160 mm以上
- c) 回転数 950 min⁻¹以内
- d) 全長 580 mm標準
- e) ストローク 320 mm以上
- d) 質量 8.5 kg以下

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 8 2
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	充電チップソーカッター (3.6V、のこ刃150mm)	
仕 様 書 番 号	NE-Z10002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0006	充電チップソーカッター (3.6V、のこ刃150mm)	マキタ㈱ CS553DRGXS 工機ホールディングス㈱ CD 3605DB (XP) 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 3.6 V
- b) のこ刃直径 150 mm以上
- c) のこ刃内径 20 mm以上
- d) 最大切込み深さ 57 mm以上
- e) 最高回転数 4500 min⁻¹以内
- f) 質量 3.0 kg以下

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 8 1
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	充電式ロータリーハンマドリル (36V)	
仕 様 書 番 号	NE-Z100002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0007	充電式ロータリーハンマドリル (36V)	工機ホールディングス(株) DH36DPE (2XP) マキタ(株) HR282DPG2 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 36 V
- b) 穴あけ能力
 - 1) コンクリート 28 mm以上
 - 2) 鉄工 13 mm以上
 - 3) 木工 30 mm以上
 - 4) コアビット 50 mm以上
- b) 最高回転数 900 min⁻¹以上
- c) 最高打撃数 4000 min⁻¹以上
- d) 質量 5 kg以下

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とするほか、表2による。

表2-附属品

番号	品名	数量	規格等
1	ハンマドリルチャックセット	1	φ13 mm, チャックキー付
2	予備バッテリー	2	本体に適合するものとする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表3の書類を製品ごとに添付するものとする。

表3-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 7 8
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	変圧器負荷測定器	
仕 様 書 番 号	NE-Z10002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0008	変圧器負荷測定器	共立電気計器(株) KEW6315-01 日置電機(株) PQ3198 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)
注 ^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 AC100 ~ 240 V
- b) 適合規格
 - 1) IEC 61010-1 CAT IV 300 V, CAT III 600 V, CAT II 1 000 V
 - 2) IEC 61010-2-030, IEC 61326
 - 3) IEC 61000-4-30 Class S, IEC 61000-4-15
- c) 測定範囲 単相2線 / 単相3線 / 三相3線 / 三相4線
- d) 質量 900 g以下

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 8 3
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	ラチェットねじ切り器	
仕 様 書 番 号	NE-Z10002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0009	ラチェットねじ切り器	EGAmaster EA350SA-4 リジッド 65525 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 適合パイプ 鋼管専用
- b) ねじ切り能力 1/2 ～2 インチ
- c) 構成品
 - 1) ラチェット
 - 2) ダイヘッド・チェザー 1/2, 3/4, 1, 1 1/4, 1 1/2, 2
- d) 樹脂ケース付きとする。

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 7 7
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	照度計	
仕 様 書 番 号	NE-Z100002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1－調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0010	照度計	日置電機(株) FT3424 カスタム(株) LX-3000 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 乾電池
- b) 準拠規格 J I S C 1 6 0 9 - 1 : 2 0 0 6 一般型AA級
- c) 測定レンジ 0 ~ 2 0 0 0 0 0 1 x
- d) 直線性 $\pm 2 \% r d g$
- e) 質量 3 5 0 g 以下
- f) 取引証明検定付のものとする。

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

番号	添付書類	数量	注記
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。
2	検定成績書	1	
3	校正証明書	1	
4	トレーサビリティ体系図	1	

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 8 4
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	電気グラインダ (卓上両頭)	
仕 様 書 番 号	NE-Z100002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0011	電気グラインダ (卓上両頭)	工機ホールディングス(株) GT21-SH (1P) (株)淀川電機製作所 SY-205S 又は同等以上のもの (他社製品を含む。)
注 ^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 単相 100 V
- b) コードの長さ 2 m以上
- c) 本体材質 鋳鉄ボディ
- d) 砥石寸法
 - 1) 外径 標準 205 mm
 - 2) 厚さ 標準 19 mm
 - 3) 穴径 標準 15.88 mm
- e) 回転数 2 900 min⁻¹ 以上
- f) 質量 30 kg以下

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 7 6
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	絶縁抵抗計	
仕 様 書 番 号	NE-Z100002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0012	絶縁抵抗計	共立電気計器(株) KEW3441 日置電機(株) IR4042-11 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 単三形乾電池
- b) 適合規格 J I S C 1302:2018
- c) 表示形式 アナログ表示
- d) 定格測定電圧 / 有効最大表示値は、次による。
 - 1) 125 V / 200 MΩ
 - 2) 250 V / 200 MΩ
 - 3) 500 V / 2000 MΩ
 - 4) 1000 V / 2000 MΩ
- e) 質量 450 g以下

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	4 - 8 8
	調 達 要 求 番 号	2 M C C 1 A X 0 0 0 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 月 1 0 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 施 設 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 日
品 名	電子振動ドリル	
仕 様 書 番 号	NE-Z100002	

指定事項：次の通り仕様書を補足する。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-調達品目表

項目番号	品名	カタログ製品名
0013	電子振動ドリル	工機ホールディングス(株) DV 20VF マキタ(株) HP2032 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)

注^{a)} この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3.2 構造・形状・寸法・性能・質量など

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 電源 単相 100 V
- b) 電源コード長さ 2.5 m以上
- c) 最大穴あけ能力
 - 1) コンクリート 20 mm以上
 - 2) 鉄工 13 mm以上
 - 3) 木工 40 mm以上
- d) チャック能力 1.5～13 mm
- e) 回転数 2900 min⁻¹ 以上
- f) 打撃数 37000 min⁻¹ 以上
- g) 質量 3 kg以下

3.4 製品の表示

製品の表示は、不要とする。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者が規定する仕様及び社内規定による標準附属品とする。

6.2 添付書類

契約の相手方は、表2の書類を製品ごとに添付するものとする。

表2-添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	GLT-CG-Z00001の箇条7による。 日本語版とする。